

～第21期決算(2012年1月20日)分配金は25円(1万口あたり、税引前)～

明治安田外債日本株ファンド 《愛称》ミックスダブルス 分配金変更のご報告

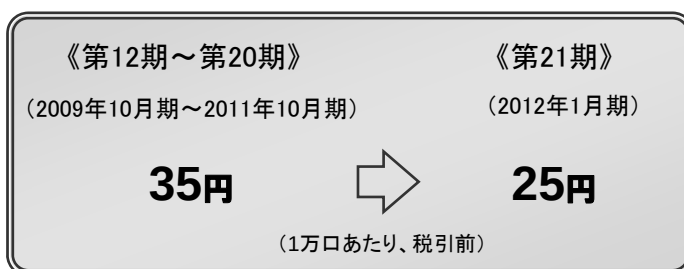
ー受益者の皆様へー

平素は「明治安田外債日本株ファンド」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

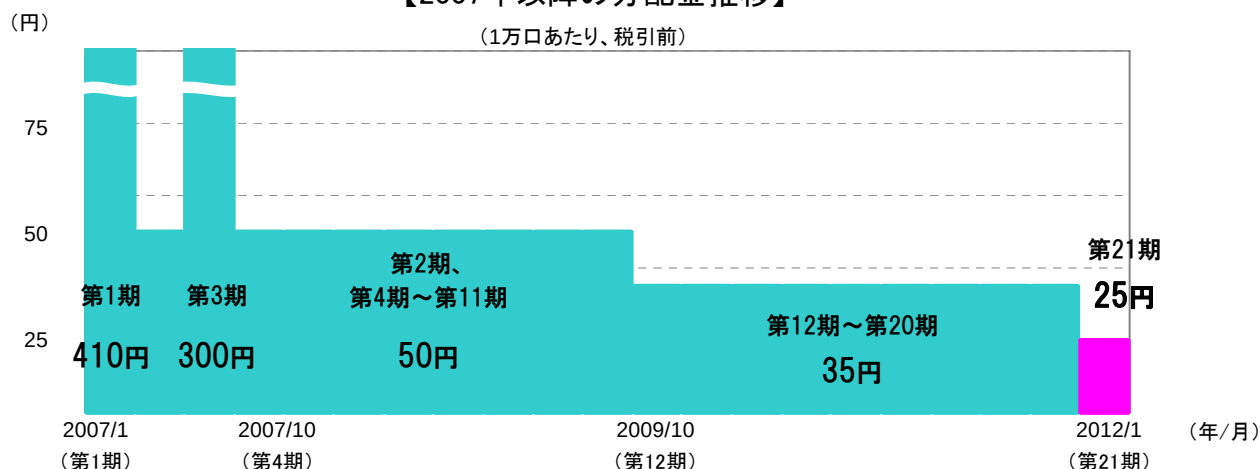
さて、当ファンドを取巻く現在の投資環境は、欧州周辺国の債務問題に端を発した信用不安が拡大したこと等により、海外の債券・国内の株式の低迷や円高が続いております。

この状況を鑑み、第21期決算時(2012年1月20日)の分配金を、従来の35円から25円へ引き下げる事となりましたのでご報告申し上げます。

今後の運用につきましても、主として日本を除く主要国の公社債と日本の株式に投資を行うことにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行いますので、引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



【2007年以降の分配金推移】



※ 上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※ 分配金額は、各決算期において、委託会社が収益分配方針に基づき決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。



Q & A



Q1:分配金を変更した主な理由を教えてください

－欧州債務問題等により、市場環境の悪化、基準価額の低迷、利息収入の低下等を総合的に勘案して決定しました－

当ファンドの分配金は、ファンドの収益分配方針、基準価額の推移、市場環境等を総合的に勘案して決定しております。安定した分配を継続的に行う観点から、以下の要因等を総合的に勘案した結果、第21期決算（2012年1月20日）の分配金を35円から25円に変更いたしました。

①国内の株式市場の低迷

2011年5月以降に、ギリシャを中心とした欧州周辺国の債務問題等に端を発した信用不安の拡大等で、実態経済は低迷しております。これにより国内株式市況も低迷、当ファンドの基準価額の回復も遅れております。

②円高による外貨建て債券の利息収入の減少

当ファンドでは、外国債券に投資をしております。欧州財務問題以降、米ドルの水準が1ドル80円を割り込む円高水準が続いており、基準価額回復が遅れるとともに、円換算で得られる外国債券の利息収入も減少しております。

Q2:今後の分配方針を教えてください

－従来からの分配方針に変更はなく、収益分配方針に基づいて分配を行います－

分配金は、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、将来の分配金額についてあらかじめ一定の額の分配をお約束できるものではありません。また、市場環境や運用状況の推移等によって分配金が変更される、あるいは、分配金が支払われない場合もあります。

Q3:分配金の変更は、今後の運用に影響しますか？

－分配金変更が今後の運用に影響することはありません－

委託会社（運用会社）は、常にお客様からお預かりした信託財産の中長期的な成長を目指しています。したがって、分配金変更が今後の運用に直接影響を及ぼすことはありません。2011年の欧州債務問題の深刻化は実態経済へ悪影響を及ぼすこととなりました。株式市場は未だ低迷しており、円高水準も継続しているため、当ファンドの基準価額回復は遅れていますが、今後、基準価額回復をはかるべく、一層のパフォーマンス向上を目指してまいります。

ファンドの投資方針・特色およびご注意事項

《ファンドの投資方針・特色》

- マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く主要国の公社債と日本の株式に投資を行うことにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- 明治安田外国債券マザーファンドおよび明治安田日本株式マザーファンドへの投資を通じて、外国債券および日本株式へ分散投資を行います。
- 外国債券と日本株式の基本配分比率は概ね6:4とします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 年4回(1月、4月、7月、10月の各20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

《投資信託ご購入時の注意事項》

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預金等と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

《当資料ご利用にあたってのご留意事項》

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

■設定・運用は



明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

加入協会:(社)投資信託協会/(社)日本証券投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前9:00~午後5:00)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

【投資リスク】

■ 基準価額の変動要因

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に、国内外の株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、**金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。**また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
株 価 変 動 リ ス ク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

【手続・手数料等】

■ お申込メモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	申込みの受付は、販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日にあたる場合は、申込みの受付を行いません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限(2006年9月28日設定)
繰 上 償 還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	1月、4月、7月、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年4回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 (注)当ファンドには、「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運 用 報 告 書	1月および7月の計算期間終了時および償還時に作成し、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 2.1% (税抜2.0%) を上限として販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。				
信託財産留保額	ありません。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの運用管理費用（信託報酬）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 年1.26% (税抜1.20%) の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。				
	(年率)				
	各販売会社の 純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
	50億円以下の部分	0.5880% (税抜0.56%)	0.5880% (税抜0.56%)	0.084% (税抜0.08%)	1.26% (税抜1.20%)
	50億円超100億円 以下の部分	0.5355% (税抜0.51%)	0.6405% (税抜0.61%)		
	100億円超200億円 以下の部分	0.4830% (税抜0.46%)	0.6930% (税抜0.66%)		
200億円超の部分	0.4620% (税抜0.44%)	0.7140% (税抜0.68%)			
※UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK) リミテッドに対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用（信託報酬）の中から支払われます。					
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。				

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の税率は、個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時・ 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

- ・税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
 - ・法人の場合については上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) みずほ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 投資顧問会社
＜明治安田外国債券マザーファンド＞UBS グローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
マザーファンドに関し、委託会社から運用指図の権限の一部の委託を受け、投資判断、発注等を行います。
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

- お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
銀行	みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	日本証券業協会 (社)金融先物取引業協会 (社)日本証券投資顧問業協会
証券会社	SMBC日興証券株式会社 (投信スーパーセンター専用)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	日本証券業協会 (社)金融先物取引業協会 (社)日本証券投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品 取引業協会
	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 商品先物取引業者	日本証券業協会 (社)金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
	マネックス証券株式会社※	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会 (社)金融先物取引業協会
	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会 (社)金融先物取引業協会

※マネックス証券株式会社は新規販売を行っておりません。